復興大臣　細野　豪志　様

飯舘村の再生と発展に向けた要望書

令和８年１０月１日

福島県相馬郡飯舘村長　杉岡　誠

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から１５年半が経過しましたが、復興は途上であり、未だ大きな課題が残っております。

令和８年８月末現在の住基人口４，２３８人のうち村内居住者は、１，５０７人となっており、帰還者については、村内居住者のうち１，１６４人、帰還率で２７．５％となっています。また、村内居住者に占める高齢化率は、６１．４％となっており、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務です。

このため当村では、令和３年度から取組んできた「飯舘村第６次総合振興計画後期計画」に初めて「人口増加策」を明示し、今般さらに令和８年度から取組む「飯舘村第７次総合振興計画」にも改めて「人口増加策」を最重要項目として位置づけています。

なりわい創出等の村民の今を支え、村の将来への布石となる各種施策について、福島再生加速化交付金等の復興事業を活用して速やかに実現することにより、新たに住む、住み直すための環境を整え、「選ばれる村」を構築する取組みをさらに加速させていく必要があります。

また、令和４年３月の「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言に基づき、２０５０年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、森林資源や震災前からの循環型農業のノウハウを活かしながら、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、温室効果ガス吸収量を維持、増加させる取組みを進めています。

さらに、令和５年５月の長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示解除に続いて、令和７年３月にも一部用地の避難指示が解除されましたが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除には至っておらず、長泥地区のみならず飯舘村全体の再生と発展のためには、引き続きあらゆる取組みを継続して進めることが必要です。

また、村内に居住する村民の年代構成が超高齢化している現状は、原子力事故による全村避難とその長期化がもたらしたものである一方で、村外に避難する村民による中山間地たる当村の環境維持にかける意欲は大変強く、村では、この意欲とコミュニティの維持を兼ねて住民参加型の農政関連事業や道路河川管理事業などの復興事業を活用して来ており、さらにこの取組みを次世代に継承していく段階にあります。

以上を踏まえて、当村のさらなる再生と発展に向けて、次のとおり要望いたします。

１　復興・再生の加速化及び復興財源の確実な確保について

（１）復旧・復興事業の実態に即した財政支援について

国は、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、「第３期復興・創生期間」においても、引き続き、深刻化・複雑化する課題等に対し、現場の実情に応じてきめ細かく対応するとともに、福島県の復興に前面に立ち最後まで責任をもって取り組むこと。

また、被災自治体の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、復興特別会計等による予算措置を継続し、必要となる十分な財源と枠組み、税制特例をはじめとした復興を支える制度を確保すること。

復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等については、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担、補助対象とならない地方単独事業の負担、さらには、地方税等の減収に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に財政措置をすること。

令和８年度以降の普通交付税の算定においては、令和７年国勢調査等の調査結果（人口等）が測定単位となるものの、当村では、原子力発電所事故の影響等により、未だ住民の帰還が進んでいない状況にあるため、令和７年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定した場合、行財政運営に支障をきたすおそれがあることから、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

（２）福島再生加速化交付金等の予算の確保及び柔軟な対応について

避難地域１２市町村の復興と再生を加速させる福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。また、村民の帰還や移住定住等に伴って生じる新たな課題等に対して、柔軟に対応できるよう、適時的確に制度の見直しや拡充等を図っていくこと。

さらには、農業再生を加速させる農業基盤整備促進事業やなりわい創出につながる産業団地整備事業などの大規模な事業は、より速やかな対応が求められる一方で、議会の開催時期に応じた計画を策定する必要があること、地元住民の理解や安全性を確保した上で適切に工事を実施するための長期工程が必要となること、被災地の建設需要により請負可能な事業者が限られることなどから、安定的、効率的に事業を実施できるよう柔軟な予算対応を図ること。

（３）福島避難解除等区域等生活環境整備事業及び福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業の予算の確保及び柔軟な対応について

避難を余儀なくされ甚大な影響を受けた被災自治体の生活環境の回復・補完、帰還促進等は国の責務で行うべき事業であるため、予算の確保にとどまらず、被災自治体にとって柔軟かつ必要な予算の執行を図るとともに、地域の実情に副った制度運営や見直しを行うこと。

特に、国の責務で行うべき事業を実質的に被災自治体が行うことで生じる過度な事務的負担をなくすとともに、多額の事業費の支払いのために被災自治体が資金の借り入れを行わなくてすむよう、国が概算払いを実施するなどの制度的対応を行うこと。

（４）被災者支援総合交付金の予算の確保及び柔軟な対応について

避難先から通学に要するスクールバスや高齢者・被介護者等を送迎する生活支援ワゴンの運行、被災した村民の心身の回復に要する事業は、被災者の生活再建のステージに応じて切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金について、柔軟な運用を行うとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

（５）自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金について

より成長力のある企業を地域に呼び込み、企業が地域の活力として貢献することができるよう、実態に即した制度の見直しや柔軟な運用を行うこと。

（６）福島復興再生特別措置法に基づく税制措置の延長について

未だ根強く残る農林水産業等への風評被害が払しょくされない状況を踏まえ、福島復興再生特別措置法に基づく風評対策に係る税制特例措置及び浜通り地域の産業復興のための福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税制特例措置について、適用期限を延長すること。

２　雇用・生業（なりわい）を創出するための支援について

（１）担い手の居住環境の整備について

全村避難を経て、家屋解体が進んだことにより村内に空き家が少ない中、家屋・アパート経営の民間投資が進んでいない状況が続いている。若者や子育て世代をはじめとした帰還者や移住定住者の増加を図るため、また、事業再開や新たに進出する民間企業の住まいを確保するため、民間投資による家屋・アパートの整備に必要な支援を強力かつ早急に行うこと。

（２）産業及び雇用創出、帰還促進、県内外との交流促進のためのアクセス強化について

産業及び雇用創出、帰還促進、あぶくまロマンチック街道のブランド化と合わせた県内外との交流促進のため、国道３９９号の改良整備をはじめとする多方面からのアクセス強化を図ること。

（３）農畜産物のブランド化に向けた取組みの支援について

村の基幹産業である農畜産業の力強い再生と発展のため、長期の避難で損失や損害を受けた「あぶくまもち」や「飯舘牛」などの、いいたてブランドの再生・創出を図る取組みに対し、財政措置、人材派遣を含めた必要な支援を行うこと。

（４）農地の保全及び有効活用のための資源作物の栽培について

資源作物の栽培については、放射性物質への不安や風評の影響が少ないことから、経営所得安定対策に位置付けるなど、食用作物に準じた推進策を設け、農地の保全及び有効活用が図られるようにすること。

（５）農地集積、営農再開支援について

飯舘村の水田は、村内の各地域が一体となり、段階を踏んで大規模に農地集積を進めているが、営農再開割合は震災前と比較し３０％程度にとどまっている。今後とも意欲のある経営体がより一層の営農再開を図れるよう、機構集積協力金交付事業などの支援を継続すること。

（６）鳥獣被害防止対策について

長期間の避難を経て、家屋の荒廃や人の圧力が低下したことによる鳥獣の行動域の拡大等により、被災自治体の鳥獣被害は深刻化しており、営農再開や帰還促進を妨げる大きな要因となっている。個体数を減少させるための対策に加え、鳥獣の住みかとなる山林と、農地や宅地の間に緩衝帯を設けるなど、被害を未然に防ぐ対策について、予算措置や柔軟な運用を行うこと。

（７）介護施設の運営支援について

当村唯一の介護施設である「特別養護老人ホーム」は、全村避難による従業員の離職、働き世代の村内居住率の低迷などから、未だ十分な従業員の確保ができておらず、受入れ定員までの利用者の受入れができない状況が続いている。介護施設を安定的に運営できるよう被災地介護施設運営支援事業などの支援措置を継続すること。

また、同法人では、上記理由により震災以前に行っていた「通所介護事業所」「訪問介護事業所」は休止中であり、現在村で実施している、在宅で介護サービスを提供するための事業が必要不可欠であるため、事業実施に必要な予算を確実に確保すること。

さらに、介護人材の確保については、国においても被災地域への求人サイトを立上げるなど、人材確保につながる新たな支援を行うこと。

（８）医療機関の運営支援について

当村唯一の医療機関である「いいたてクリニック」は、公設民営により運営しているが、医師をはじめとする専門職の確保が課題であり、現在は週２日（内１日は半日）の診療となっている。避難地域における医療提供体制の維持・確保のため、医療機関の運営等の支援に係る予算措置の継続に加え、医療日数の増のための専門職派遣等の支援策を講じること。

３　帰還困難区域全域の避難指示解除及び再生発展に向けた取組みについて

（１）長泥地区の再生と発展について

長泥地区に帰還する住民が、自身のふるさとの地で農業などのなりわいを再開し、若い世代とともに安心して生活できるよう、営農を可能とする農地を含めた地域一帯の解除に向けて、総力を挙げて対応すること。

なお、現在、特定帰還居住区域制度により、居住区域の解除手法はあるも

のの、営農を可能とする農地を含めた解除が困難である場合には、速やかに、制度の見直し等を行うこと。

避難指示の解除にあたっては、住民の帰還の意向を個別丁寧に把握した上で、科学的知見に基づいて除染等を行い、避難指示解除後は、先に解除された地域と支援内容に差が生じないよう予算等を確保し支援を継続すること。

（２）長泥地区における環境再生事業の理解醸成について

福島県内外のより多くの人たちに、環境再生事業を行う長泥地区に足を運んでもらい、事業の目的や実証内容、除去土壌の再生利用について、長泥の住民の方々の復興に対する思いとともに現地で学んでいただくことが重要であるため、全国的な理解醸成に向けた取組みを強化すること。

４　コミュニティの再生と発展について

当村は、約75％が山林に覆われ、標高約400m付近に生活基盤をおいている。特に、夏に海側から吹く冷たく湿った「山背（やませ）」など、当村特有の厳しい自然環境に対応するため、これまで、人と人とが強いつながりを持って技術や文化を培い、農家が牛を飼育し、耕耘や堆肥利用、田畑や沿道の雑草を飼料とする循環型農業により、無駄のない、自然と調和した豊かな生活を営んできた。

また、震災後、当村は村民の個々のつながりを重要視して避難先の配置を行うなど、地域のつながりの維持に力を入れてきた。

このことにより現在、村民が一体となり、避難先から地域に赴き、村道や河川の除草、農地の維持管理等を行っているが、こうした活動は、地域の結束を深め、震災からの復興に向けた力強い支えとなっている。

今後は、高齢化が進む中、これらの活動やふるさとへの思いを次世代へ継承していくとともに、移住者や民間事業者等とも連携した新たなコミュニティを構築していくことが、村全体の再生と発展に必要不可欠であるため、国はこれらの取組みを理解し、十分な支援を行っていくこと。

５　脱炭素を推進するむらづくりに向けた支援について

（１）排熱等を利用した未来志向型農業の実現について

木質バイオマス発電事業による排熱等を利用した未来志向型農業の構築

に必要な財政的支援を行うこと。

また、排熱等をより効果的に利用できるよう、福島国際研究教育機構（F-REI）と国立研究開発法人産業技術総合研究所連携による「施設園芸における再生可能エネルギーを活用した循環システムの構築と実証事業」など、先進的な取組みの推進等を図ること。

（２）森林の適正整備及び資源回復について

原発事故により、帰還困難区域のみならず飯舘村全体の森林が広範囲に汚染されたままであり、森林整備や林業生産活動等に多大な影響が生じている。

放射性物質対策を含めた森林再生事業等を着実に進め、森林の多面的機能を回復させるとともに、森林資源の活用やなりわいの回復に総力を挙げて取り組むこと。

とりわけ、森林再生に向けて、ふくしま森林再生事業や広葉樹林再生事業、里山再生事業などの支援を継続していくとともに、住民が安心して帰還・生活できるよう、村民の帰還に先んじて、放射線量の低減措置等を含めた森林整備に取り組むこと。

また、国有林については、支障木や雑草等の繁茂により、道路の排水溝の埋没や枝葉の日陰による路面凍結、また、薮等で鳥獣が姿を隠せることで行動域が拡大し、農地等が獣害を受けている。

国有林は自治体が管理できないため、国が責任を持って、支障木や雑草の除去、獣害対策、集落との間に緩衝帯を整備するなど、早急に森林整備や必要な対策を行うこと。

６　持続的な介護保険制度の確立について

被災自治体では、原発事故の影響により、高齢化や人口減少が全国的にも増して大幅に進んでいる。被災自治体の保険制度の現状と将来予測を踏まえ、介護保険料の広域化など総合的な対応策と激変緩和措置としての財源補填など持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

７　人的支援について

（１）国・県・自治体職員の派遣について

国・県・自治体からの職員の派遣を継続すること。特に、被災自治体の自立・帰還を目的とした補助事業等を最大限に活用し、帰還促進、産業創出及

び企業誘致等を促進できるよう、知見の提供や事業申請の事務手続き等を被災自治体に寄り添って支援する職員の派遣を行うこと。

（２）応援職員や任期付職員の任用に伴う財源の確保について

応援職員（総務省スキーム、県任期付職員等）及び復興にかかる任期付職員を継続して任用できるよう、引き続き、震災復興特別交付税等の財源を確保すること。

（３）専門性の高い業務への人材確保の支援について

飯舘村の重要な課題であるデジタルトランスフォーメーションの推進、ゼロカーボン施策の実施、村内への企業誘致や人口の増加等を進めるために必要な専門性が高く即戦力となる人材確保の支援を行うこと。